

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

重層的支援体制整備事業と関係制度等との連携について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 6 月に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を図るものであり、体制の構築に当たっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備が重要です。

今般、令和 3 年 3 月 29 日付けで発出した通知に加え、別添 1～7 のとおり、関係通知を発出することとし、支援関係機関との連携方法等についてお示ししているのでご参照いただくとともに、重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けて、貴管内の市町村をはじめ、関係者、関係団体等に広く周知願います。

目次

- 別添 1 重層的支援体制整備事業と高齢者向け施策との連携について
 - 別添 2 重層的支援体制整備事業と障害保健福祉施策との連携について
 - 別添 3 重層的支援体制整備事業と子ども・子育て支援施策との連携について
 - 別添 4 重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度との連携について
 - 別添 5 重層的支援体制整備事業と生活保護制度との連携について
 - 別添 6 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について
 - 別添 7 重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について
- (参考) 重層的支援体制整備事業に関する参考資料